

## 球磨村住宅リフォーム助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰における資材の高騰及び、住民の居住環境の向上及び村内の商工業等の活性化を図るため、住民が自己の居住の目的に使用する住宅のリフォームを行う場合に要した経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付する球磨村住宅リフォーム助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 住宅の維持及び機能向上のために行う模様替え、改修工事及び増改築工事をいう。
- (2) 対象住宅 自己若しくはその属する世帯の世帯員が所有し、又は借用している住宅であつて、自己及びその属する世帯の世帯員が居住の用に供している村内に存する専用住宅又は店舗等併用住宅をいう。
- (3) 施工業者 村内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業者をいう。

### (対象者等)

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本村の住民基本台帳に登録されていること。
  - (2) 本人及びその属する世帯の世帯員に村税の滞納がないこと。
  - (3) 助成金によりリフォームを行った住宅に助成金の交付を受けた日から起算して5年以上居住すること。
- 2 過去に球磨村が交付する同種の補助金等を受けてリフォームが行われている対象住宅のリフォームを行う場合は、当該補助金等の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して10年を経過している場合に限り、助成金の交付の対象とする。

### (対象経費)

第4条 助成の対象経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する対象住宅のリフォームに係る工事（以下「対象工事」という。）に要する経費とする。

- (1) 30万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）の経費を要する工事であること。
- (2) 対象住宅のうち対象者若しくはその属する世帯の世帯員が所有し、又は借用し、かつ、居住する部分の工事であること。
- (3) 対象者が施工業者に依頼して行う工事であること。
- (4) 助成金を申請した年度内に着工し、かつ、村長が指定する期限までに完了する工事であること。
- (5) 別表に掲げる工事に該当すること。
- (6) 次のアからエまでのいずれかの目的に資する工事を含むこと。
  - ア 熊本県産木材の利用促進
  - イ ユニバーサルデザイン化

ウ 省エネルギーの推進

エ 子育て環境の整備

(7) 国、地方公共団体その他の機関が実施する他制度による補助金等の交付を受けて行うリフォームと同一の工事でないこと。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、対象経費の2割に相当する額とし、50万円を上限とする。ただし、交付決定額の4割が通常分、6割が物価高騰における追加分として支払うものとする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、球磨村住宅リフォーム助成事業申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 対象工事に係る費用の見積書

(2) 対象工事を行う箇所が明示された図面(位置図、平面図、立面図及び展開図等をいう。)

(3) 対象工事を行う箇所の写真

(4) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(5) 賃貸借契約書等の写し及び住宅リフォーム工事同意書(様式第3号)(借用している対象住宅のリフォームを行う場合に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第7条 村長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、球磨村住宅リフォーム助成事業交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助成事業の内容等の変更及び中止)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)が、その決定を受けた内容(以下「助成事業」という。)を変更し、又は中止しようとする場合は、球磨村住宅リフォーム助成事業変更(中止)承認申請書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

2 第6条の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。

3 村長は、第1項の規定により提出された申請書等の内容を審査し、適当と認めた場合は、球磨村住宅リフォーム助成事業変更(中止)承認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。この場合において、助成金の増額の変更は行わない。

(工事の着手)

第9条 助成決定者は、第7条の規定による助成金の交付の決定の通知又は前条第3項の規定による変更承認の通知を受けた後でなければ、その決定又は承認の内容に係るリフォームに着手してはならない。

(実地調査及び指導等)

第10条 村長は、必要があると認めるときは、助成決定者又は施工業者に対象工事に係

る状況の報告を求め、又は職員に実地調査を行わせることができる。

- 2 村長は、前項に規定する調査等の結果により、当該工事が適正に行われていないと認めるときは、当該工事の適正な実施について助成決定者に指導を行うものとする。この場合において、助成決定者が指導に従わないときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### (完了実績報告)

第11条 助成決定者は、対象工事が完了したときは、球磨村住宅リフォーム助成事業完了実績報告書(様式第7号。以下「完了実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付けて村長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事に係る契約書の写し
- (2) 対象工事に係る費用の明細書及び領収書の写し
- (3) 対象工事の施工中及び施工後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要とする書類

- 2 前項の規定による完了実績報告は、対象工事の完了の日から起算して14日を経過する日又は助成金の交付の決定があった日の属する年度の3月21日(その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日)のいずれか早い日までに提出しなければならない。

#### (助成額の確定通知)

第12条 村長は、前条の規定による完了実績報告を受理した場合において、完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めた場合は、助成決定者に球磨村住宅リフォーム助成事業確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

#### (助成金の請求)

第13条 助成決定者は、前条の規定による確定通知書を受領した日から30日以内に、球磨村住宅リフォーム助成事業助成金請求書(様式第9号)を村長に提出しなければならない。

#### (助成金の返還)

第14条 村長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、やむを得ない事情があると村長が認めるときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 助成金によりリフォームを行った住宅に助成金の交付を受けた日から起算して5年以上居住しなかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が不相当と認める事由が生じたとき。

#### (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、球磨村補助金等交付規則(平成3年球磨村規則第1号)の定めるところによる。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	内 容
外部工事	屋根のふき替え、防水、塗装、その他の屋根工事
	外壁の張り替え、塗装、その他の外装工事
	雨樋の取替え、改修、その他の樋工事
	サッシ及びガラスの取付け、取替え、その他の建具工事
内部工事	床材、壁材及び天井材の張り替え、その他の内装工事又は タイル工事
	床材、壁材及び天井材の塗り替え、その他の塗装工事又は 左官工事
	ドアの取替え、襖の張り替え、その他の建具工事
	畳の入替え、表替え、その他の畳工事
建設設備工事	ユニットバス化、浴槽の取替え、その他の浴室工事
	システムキッチンの取替え、その他の厨房工事
	洗面台、便器の取替え、その他の衛生設備工事
	給水管、排水管及びガス管の取替え、その他の配管工事
	配線、コンセント設置、その他の電気設備工事
	住宅用火災警報器の設置
その他の工事	構造工事、外部工事、内部工事、建設設備工事に関連して 行う解体工事
	基礎、土台、柱、壁、その他構造部分の耐震補強工事

（備考）

次の表に掲げる工事は、対象工事として認められない。

区 分	内 容
建築工事	外構工事
	別棟の物置や車庫に関する工事
	広告塔や広告看板等に関する工事
機器等の 更新のみ	エアコン、ガスコンロ、給湯器（ボイラー等）、温水洗浄便座等 の機器本体の購入費用や単純な電気製品等の更新
	冷暖房機器の機器本体の購入費用